

資料一覧

- 資料 1 第 1 回部会における委員の主な意見について
- 資料 2 文化財保護実態調査の結果概要について
- 資料 3 山形県文化財保存活用大綱（仮称）の骨子案について
- 資料 4 山形県文化財保存活用大綱（仮称）の骨子案の概要〔ポンチ絵〕

- 参考資料 1 山形県文化財保存活用大綱の策定について（諮問）
- 参考資料 2 山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

第 1 回部会における委員の主な意見

令和 3 年 3 月 3 0 日開催の第 1 回部会では、9 つの論点※に従って委員より意見を伺った。その後、書面にて意見提出の機会を設け、あらためて委員より意見を提出いただいた。

※ 9 つの論点

- 論点 1 文化財の捉え方について
- 論点 2 文化財を取り巻く環境について
- 論点 3 文化財の保存について
- 論点 4 文化財の活用について
- 論点 5 文化財の防災について
- 論点 6 文化財を継承するための基盤について
- 論点 7 山形県が目指すべき文化財の保存と活用の将来像について
- 論点 8 各主体（県、市町村、所有者・保存会等、県民）に対して期待される役割について
- 論点 9 その他について

また、5 月 2 1 日には第 1 回文化財防災ワーキンググループ※を開催し、文化財防災に関する論点について、有識者より意見を伺った。

※第 1 回文化財防災ワーキンググループ

- 開催日： 令和 3 年 5 月 2 1 日（金） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
- 開催方法： オンライン
- 出席者： 東北大学災害科学国際研究所准教授 佐藤大介
（敬称略） 山形文化遺産防災ネットワーク代表 佐藤琴
山形文化遺産防災ネットワーク世話人 小林貴宏
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター 後藤知美 ※
- ※はオブザーバーとして出席。

以下は、それらの主な意見の抜粋。

論点1 文化財の捉え方について

人々にとって文化財がどのような存在であると捉えることができるか。また、なぜ人々は文化財を守る必要があるのか。

- 長い歴史の中で地縁や血縁のある人々が幾世代にもわたって今日まで大切に伝えてきた。
- 大切にしようと努力してきた人々の「こころざし」を受け継ぐことが文化財を守ることにつながる。
- とくに無形民俗文化財は、人を前に向かせる力、人々を結びつける力を持っていて、アイデンティティの源としてレジリエンス（復活力・精神的な抵抗力・適応力）を高めることが期待される。
- 単に「古いから」「先祖代々継承されてきたから」という、過去の価値のみでなく、現代生活や社会の健全な維持に役立つという、現在・未来志向の価値もある。
- 文化財とは何か、一般的には理解が浸透していない。
- 文化財はみんなで継承するもの、という感覚が希薄。
- 「文化財だから」「文化財は守るべき」と押し付けてはいけない。なぜ文化財が地域の現在や未来に必要なものなのか、それを住民や関係者らが理解できるように調査・研究してわかりやすく伝えることが必要。

論点2 文化財を取り巻く環境について

文化財を取り巻くさまざまな環境が変化していることが考えられるが、具体的にどのような変化を感じるか。

- 現代社会の中では、人の動きが活発になり、一ヶ所に長く住み続けることが困難。
- 特に地方都市では若年層の流出によって過疎化が進み、文化財の維持・継承が困難。
- 個人と社会との一体感の欠如。個人の権利の尊重が進むのは良いことだが、その一方で社会の構成員として、人類の一員としての責務が人間にはある。文化財保護はその一つ。
- 価値の多様化に行政が付いていけていない。既存の文化財保護の概念から抜け出せていない。
- 情報化社会のなかで、文化財をまちづくりに生かしている事例を Youtube や SNS で容易に知ることができるようになった。
- 少子高齢化や人口流出、娯楽の多様化など、一言でいえば社会全体が変容している。
- 自然環境の変化によって原材料や道具が不足して、文化財を支える技術・材料が危機。
- 地球温暖化による環境変化から、各地で降雨災害などが頻発している。これらの災害により、文化財も大きな被害を受けている。
- 少子高齢化が進んでいる地方では、文化財を守っている主体は、退職して時間に余裕ができ地元を愛している方々。人生100年の時代に入り、いわゆるシニアの方に担い手

として活躍してもらうことができる。

- 文化財が数多くある、寺や神社の存続が危機的。
- 信仰心が薄れていることが文化財への関心の薄れの原因として大きな理由。

論点3 文化財の保存について

*文化財の保存とは、調査や指定、日常の維持管理、修理、整備、伝承活動など、文化財そのものの価値を明確化・維持・向上させる取組です。

① 文化財の保存に関する現状と課題

文化財の保存に関する現状・課題として感じていることは何か。

【調査・指定】

- 調査が進まないため、その価値が知られていない。
- 現状確認のための所在確認調査が実施できていない。世代交代等によって、過去に存在した資料が、今はその所在が不明になっていることもある。
- 未指定文化財の実態把握や保存が進んでいない。
- 有形民俗文化財については、身近すぎて、その価値が十分に理解されていないことが多い。
- 例えば近現代の資料も、文化財としての価値を有している。どこまで文化財とするか検討の余地がある。

【維持管理】

- 所有者の費用の負担が大きい。
- 檀家のいない寺院、氏子のいない神社は、普段の維持費が課題となっている。
- 相続時に文化財に関する届出が忘失され、そのまま所在不明になる。
- 地域社会に暮らす所有者が、その日常生活の維持を通じて果たしてきた文化財の保存・継承の機能は、もはや風前の灯火であるという危機感を持つ必要がある。
- 有形民俗文化財については、保管のための広いスペースが必要なため、一般の方だけでなく行政にも保存の必要性を理解されずに、廃棄されている。

【修理・整備・伝承等】

- 文化財を適切な周期で修理できていない。
- 所有者は、修理をすべき時期かどうかの判断ができない。
- 所有者の費用の負担が大きい。
- 修理に必要な技術や知識の継承が危機。
- 無形の民俗文化財の変化をどこまで許容するかというのは大きな問題。丁寧な議論と関係者間の合意が必要。
- 民俗芸能の伝承は、少子化もあって後継者不足は深刻。
- 行事等はおろそかにして継続できていても、やり方がどんどん簡素化されてしまい、伝統から少しずつずれてきているかもしれない。

- 伝統的な技術に対する需要が低下しているため、文化財を支える技術、原材料、道具などが消滅の危機にある。

【その他】

- 文化財の保存は、基本的に後追いになるため、仕組みと対応が後手に回るのはやむを得ない。
- 文化財に対する行政の予算が少ない。財政的な措置が取られないため、多くの貴重な文化財が失われている。
- 県や市区町村の文化財担当課に、各分野の専門職員が配置されていない。
- 保存施設の不足など、適切な保存環境が確保されていない。
- 後継者の年代が若くなるにつれモチベーションが低下していることも見受けられる。

② 文化財の保存に関する今後の方針

文化財の保存に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要があるか。

【調査・指定】

- 未指定文化財も含めて、域内の文化財を把握すること。未指定文化財は、後の指定候補でもあるし、災害時の文化財レスキューにも役立つ。
- 大学等研究機関と連携して、積極的に調査を展開することが必要。
- 調査に基づいた適切な評価を行い、指定による保護を進めること。
- 県や市町村の特色を捉え、地域や分野のバランスを考慮して指定をすること。

【維持管理】

- 地域住民や外部の方々を巻き込んだ維持管理を実施することで、所有者だけにかかる負担の軽減を図ること。
- 法律や条例に基づく手続きを遵守すること。
- 維持管理に関する課題を洗い出し、優先順位を付けながら解決していくこと。

【修理・整備・伝承等】

- 文化財の本質的な価値の維持・向上に資するような修理を実施すること。
- 科学的な根拠に基づいて、適切な修理方法や修理が必要になる周期を、文化財ごとに整理すること。
- 文化財の保存環境の維持、環境の改善、文化財の本質的な価値の維持・向上のため適切な修理に関しては、専門家と連携して対応すること。(例：東北芸術工科大学文化財保存修復センター)
- 文化財の修理に関しては、多くの所有者が費用の負担を感じているので、行政の充実した財政支援が必要。

【その他】

- 少しでも文化財を守り伝えることができれば、現代の人と未来の人の力になるので、今だけでなく過去・現在・未来のロングスパンで対処することが大事。
- 指定・未指定を問わず、地域の歴史文化的な遺産を保護し、将来に継承する。
- 保存の取組に地域をどう巻き込んでいくか、地域の文化財に対する意識の醸成が必要。

- 文化財に直接関わる当事者だけでなく、支援者・理解者を増やすことが重要（積極的な支援者だけでなく、何か文化財政策を行なう時に反対しない、という消極的な意味での理解者も）。
- 多様な関わり方を設定し、より多くのかたに触れてもらえる機会と接点を提供する。次世代が、引き継ぎたいと思える場や、機会を創造する。
- 同じ分野の所有者等を繋いで、課題や解決策、グッドプラクティスを共有する。
- 保存に必要な各段階に、所有者や地域住民といった市民参加を積極的に位置づける。一般市民でも対応可能な技法や、文化財の基本的な取り扱い方があるので、それらを普及する。
- 長い時間を要する保存の取組に対して、行政は息の長い支援をすること。
- 地元の小学生が文化財の継承活動に参加することで、地域も活性化する。
- 市町村や地域における文化財保存の拠点を確保する。災害時の対応拠点にもなりうる。

論点4 文化財の活用について

*文化財の活用とは、公開など、文化財の価値や魅力を適切に理解するための取組です。

① 文化財の活用に関する現状と課題

文化財の活用に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

【保存と活用の両立】

- 例えば年に1回の祭り・芸能や人に付随する技術をどう活用するのか。
- 文化財は、脆弱な材質から構成されるため、光や温湿度変化によって劣化が進む。文化財が劣化しやすい状況で、展示することは、その貴重な価値が失われる危険性があるため注意が必要。
- 古文書は、くずし字を解読して整理しないと公開にたどり着かない。「内容がわからない」ままでは活用に至らない。
- 嘘・偽史が観光分野に使われて独り歩きして、文化財の本質的価値が置き去りになってしまう。
- 「文化財＝貴重なもの」というイメージが強いため、活用となると慎重になる。

【理解の促進】

- 解説の仕方によって、文化財への意識・興味関心が薄れてしまう恐れがある。
- インターネットでの公開など積極的な広報は、文化財の理解促進に有効。

【その他】

- 活用を担う人手が足りていない。
- 建造物に関しては、建築基準法や消防法などに適合させるためには莫大な費用がかかる。そのため活用を断念してしまう場合がある。
- 公開やイベントで人出が増えれば、その分、所有者の費用や人もかかるという問題などもあり。
- そもそも地域に余力がないと活用は考えられない。疲弊している地域は、活用までたど

り着かない。

② 文化財の活用に関する方針

文化財の活用に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要があるか。

【保存と活用の両立】

- 保存をメインとしながらも、活用とのバランスを取っていくことで、結果的に永続的に保存できる仕組みを構築すること。
- 文化財を継承していくためには、活用＝人々が正しく文化財を理解することが必要。
- 歴史的建造物でいえば、その履歴、現況の把握・課題を明らかにしたうえで、活用することが保存につながる。
- 建造物については、文化財としての価値を損なわないよう、また現在の生活に適合した改修となるよう、適切に指導・助言できる仕組みが必要。
- 公開活用のための環境整備は、専門家とともに対応すること。
- 文化財・歴史・文化の専門的知識を踏まえて、市民参加による継承活動を行うこと。
- SDG s を意識して、持続可能な文化財保護を目指すこと。

【理解の促進】

- 実際に多くの人に見てもらうことでその価値や存在を知ってもらうことが必要。
- 地域に存在する文化財に多く触れ、楽しく解りやすい解説をする。
- 文化財は身近なものであり、地域や我々のアイデンティティとなる大事なものであることを子どもの頃から自然に感じ取れることが大事。
- 若い世代にも興味を持ってもらえるような柔軟な取り組みが必要。
- 文化財の枠組みにないが、その周辺の食文化等も取り入れながら総合的に発信していくことで、文化財とのつながりが分かりやすくなる。

【波及効果】

- 文化財を活用することにより、多くの人を地域に呼び込む等観光振興につなげること。
- 町屋や民家などの住宅系は、空き家バンク（危険家屋の解体のみではなく）などを利用して、住宅として賃貸や売買するなど新たな価値を生み出すこと。
- 歴史的建造物を朗読会や音楽会、講演会、研修、レストラン等の用途に転用して使用することも、文化財の理解促進につながる。例えば、朗読会では、必ず所有者の方に建物のこと、建物への思いなどを話してもらい、入場者の意識を深める工夫をしていくこと。

【その他】

- 暮らしのなかに散らばる文化財を住民主体で活用していくこと。
- 観光や、目立つ史料・史実の行事への利用など、経済的側面を重視するだけでなく、古文書の清掃やデジタル撮影、保管場所の清掃といった、市民参加型の継承活動の全般が「活用」としての側面を持つという視点をもつこと。

論点5 文化財の防災について

① 文化財の防災に関する現状と課題

文化財の防災に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

【平時】

- 未指定の文化財は、どこにどんなものがあるか把握できていない。
- 日常の状態がわからないと被災の状況がわからないが、そもそも文化財の現状・日常の状態が把握できていない。
- 関係者間のネットワークが十分に構築できていない。
- 事前の耐震対策などが、十分に行われていない。
- 防火設備の設置が不十分のため、火災が起きれば全焼する可能性が高い文化財が多い。
- 平時からの所有者や保存会との信頼関係が構築できていない。
- 地域社会には、多種多様な文化財が、それ自体も文化財的な価値を有する土蔵など伝統的建造物に収められている場合が少なくないが、相互の連携が不足している。

【災害発生時】

- 市町村の文化財担当課の人員と予算の不足に加えて、災害時には被災者対応が優先されるため、そもそも初動の対応ができない。
- 史料館・博物館などの施設も、業務の中に災害時の地域史料の対応が明記されていない場合、業務として対応できないことがある。
- そもそも「文化財の防災」が、行政内部の防災・災害対応全般の中で十分に位置づけられていない。

② 文化財の防災に関する方針

文化財の防災に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要があるか。

【平時】

- 文化財防災は社会の責務の一つ。行政や専門家が連携し、所有者とともに取り組むことが必要。
- 平常時よりどこに、何が、どういう状態であるかの確認を行い、その情報の収集と整理が必要。
- 歴史的建造物は、経年劣化しているので、腐朽箇所や破損箇所などを事前に調査し、対策を講じること。
- 文化財所有者に対するケアが必要。
- 行政、所有者、修理技術者、研究者、ボランティア等の連携やネットワークは重要だが、平時に機能していることが災害時に活かされる。
- 有効な耐震対策に関する情報を共有し、対策を講じること。
- 中長期的には、住民参加を前提とした活動体制を構築すること。

【災害発生時】

- 発災時に直ちに被災状況を把握し、適切な対処方法・補修の技術的指導を行えるような体制を確立すること。
- 災害の翌年は奮い立って祭りや芸能を行なっても、その翌年や翌々年（世間の関心が薄れ、支援も途切れがちになる頃）から続かない例も多いため、息の長い支援を行うこと。

文化財防災ワーキンググループにおける出席者からの意見

【現状・課題】

- これまで郷土史家を中心に築かれてきた「なんとなく守れる」仕組みが弱くなっている。
- かつての旧家が空き家となっている場合、被災した文化財を救い出すのが困難。
- 平時の調査で「褒める」ことで、貴重な文化財であると意識を高めたり、信頼関係の構築につながったりした。
- 山形県は、自治体史が充実しているので、所在調査のベースがある。

【方針】

- 関係者間の連携とネットワークの構築に努める必要がある。
- 文化財防災を、行政の業務に位置付ける必要がある。
- 新しい県立博物館など文化財防災の拠点施設が必要。
- 被災した文化財の一時保管場所として廃校などをリストアップしておくことが必要。

論点6 文化財を継承するための基盤について

*文化財を継承するための基盤とは、人材（人々の関心、後継者、専門職員）や仕組み（連携体制、支援体制、資金、制度、組織など）に関することなどを指し、いずれも密接に関わり合っています。

① 文化財を継承するための基盤に関する現状と課題

文化財を継承するための基盤に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

【人材について】

- 文化財を有する地域住民が、その価値、保存、継承に理解がない、関心がないため、継承の担い手が育たない。
- 地域社会そのものが高齢化・縮小化しており、地域力が低下している。
- これまで文化財を継承してきた人達も高齢となり、文化財を継承する担い手が減ってきている。
- 文化財は個人では維持管理が大変であると所有者は感じている。「自分の代は守っていくが、子どもにはそれは求められない」という所有者も多い。

- 小学校の統廃合により、子どもたちが地域にある文化財へ関わる機会が減少している。
- 若い世代の中には、地方の古民家や町屋で開業する人がいて、関心が高まっている。
- 大学の授業で伝統文化について講義すると関心を持つ学生はかなりいる。しかし、それらが就職には結びつかないため、継続した学びにはつながりにくい。

【仕組みについて】

- 文化財の修理にかかる行政の予算が減ってきていたり、行政に専門職員が配置されていなかったり、行政の基盤も弱体化している。
- 文化財の保護、継承に関する行政の組織が縦割りのままで、観光、まちづくり、景観、教育等の関係分野と連携できていない。

② 文化財を継承するための基盤に関する方針

文化財を継承するための基盤に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要があるか。

【人材について】

- 「文化財は金がかかるだけで、投資に見合った経済効果は見込めない」「古い、汚い、危険」「寒くて住めない」「維持管理に金がかかる負の遺産なので子どもたちに面倒を引き継がせるのは気が引ける」などといった負のイメージではなく、文化財の価値や魅力を伝えることを通して人々の関心を引き寄せること。
- 教育分野と連携して、未来の担い手・支援者・理解者を作ること。
- 関係機関とネットワークを構築することで、より広い範囲での育成を行うこと。
- 幅広い市民の参加が可能になるような形で取組を推進すること。
- 市民参加や専門的知識を通じた地域社会の取組みを企画・運営できる、専門的知識を持つ人員の配置。
- 文化財に直接関わる当事者だけでなく、支援者・理解者を増やすことが重要（積極的な支援者だけでなく、何か文化財政策を行なう時に反対しない、という消極的な意味での理解者も）。〔再掲〕
- 多様な関わり方を設定し、より多くのかたに触れてもらえる機会と接点を提供する。次世代が、引き継ぎたいと思える場や、機会を創造する。〔再掲〕

【仕組みについて】

- 文化財は異なる分野同士をつなげる役割を持つという認識に立ち、観光、農業、教育、産業等の分野と連携を取りながら取組を推進すること。
- 行政、所有者、地域社会、研究者、民間企業等のあらゆる主体が関わり合えるプラットフォーム的仕組みを作ること。
- すべての文化財をそのままの形で維持することが経済的にも人材的にも厳しいのであれば、少しずつ現代の暮らしに合わせて変化させることも必要なのかもしれない。

論点7 山形県が目指すべき文化財の保存と活用の将来像について

山形県が今後目指すべき文化財の保存と活用の理想の姿・在り方とは、どのような姿か。

【山形県の魅力】

- 「山形県らしさとは何か」を意識する。地域固有の文化財を保存し、積極的に活用することで、特色ある地域を築いていく。
- 山形の自然とそこで育まれてきた文化を、今の人たちだけでなく未来の人々も享受できること。
- まず地域でその文化財が愛されること。
- 指定・未指定の区別をせず、山形県の歴史・文化を証するという視点で文化財の保全を積極的に推進すること。
- 文化財保護によって、文化全般の水準が高まっている姿。

【好循環の創出】

- 文化財の価値が認識されることで、人々の活動が活発となり、県へのインバウンドや雇用促進、定住増加などの効果も生まれる。また、収益の一部を、文化財の保存や修復の費用としても使うような、良い循環が構築されている姿。
- 文化財の保存・活用の動きが繰り返されることで、文化財の恒久的な継承が強固になるほか、新たに未来の文化財が誕生するような循環が生じている姿。

【連携】

- 地域の方々と行政とのパートナーシップが強固なものになっていること。
- 文化財所有者・山形県民・行政・関係者間での、日常における協働が推進されている姿。協働の推進によって、文化財を災害から守ることはもちろん、地域社会そのものの持続が促進されること。

【行政の役割】

- 地域社会での文化財の滅失を食い止めるために、市町村や県が「最後の砦」となること。

論点8 各主体に対して期待される役割について

① 県に期待する役割

山形県の文化財の保存と活用の推進にあたって、県に対して、どのような役割が期待されるか。

- 地域住民の声や市町村の現状を把握したうえで、県全域を見渡した政策を立案すること。
- 広域的な取組に対して支援を行うこと。
- 市町村における文化財を通じた協働を促進するような施策を展開すること。
- 市町村や所有者に対して専門的な知見・技術に基づく指導・助言を行うこと。
- 市町村、所有者、県民による文化財保護活動の後方支援を行うこと。

- 文化財保護行政のあるべき姿、理念を市町村や所有者、県民に示すこと。
- 県内の文化財保護に関わる人材や情報が集約されるプラットフォーム的機能を持つこと。
- 県域を越えたネットワークを構築し、県の内外を繋ぐこと。
- 調査を促進し、文化財の状態を把握すること。
- 文化財の修理に対して財政的に支援すること。
- 県全体の文化財の魅力を発信し、県民に文化財の価値を分かりやすく伝えること。
- 様々な活用の要請に応え得るような情報収集、および活用に伴う問題を整理して指針を示すこと。
- 市町村や所有者及び地域住民が主体となって日常的な文化財の継承活動を行うことができるように、講習会を実施すること。
- 政治的中立性・安定性を保った行政運営を行うこと。
- 文化財保護の拠点となる施設を整備すること。
- 年度や数年間での成果を求めず、中長期的な展望をもって支援・協力体制を構築すること。

② 市町村に期待する役割

山形県の文化財の保存と活用の推進にあたって、市町村に対して、どのような役割が期待されるか。

- 所有者や保存会に寄り添い、悩みや課題を受け止め、ともに考えること。
- 所有者と最も近い立場として、顔の見える信頼関係を構築すること。
- 所有者や保存会が困ったときの良き相談相手となること。
- 地域に根ざした文化財の継承活動を推進すること。
- 文化財の継承が地域活動として持続していけるような仕組みを作ること。
- 所有者や地域住民との協働を促進するような施策を実施すること。
- 未指定文化財も含めて、域内の文化財を幅広く把握すること。
- 最低限、国・県・市町村の指定文化財の現状を確認すること。
- 文化財が親しみやすいものになるように、地域住民へ発信すること。
- 文化財防災を念頭に置き、市町村単位で文化財の所在調査を実施すること。
- 県や、地域内外の専門家と連携して施策を推進すること。
- 政治的中立性・安定性を保った行政運営を行うこと。
- 各市町村に所在する博物館・資料館等の文化財保存施設の環境を管理すること。
- 所有者が保存・活用に対応出来ない場合、文化財の寄贈・寄託を受けるなど、積極的に保護すること。

③ 所有者・保存会等に期待する役割

山形県の文化財の保存と活用の推進にあたって、所有者・保存会等に対して、どのような役割が期待されるか。

- 責任を持って文化財を次世代へ引き継いでいただくこと。特に民俗文化財は保存会の強い意欲が不可欠。
- 保存と活用のバランスを考え、保存のために収益を上げる仕組みも考ながら取組を進めること。
- 文化財の継承に関する課題について、自身だけで解決しようと抱え込まず、行政や専門家に相談しながら適切な解決策を探っていくこと。
- 苦勞することも多いので、孤独にならないようにネットワーク（例：民俗芸能懇話会）を通じて積極的に情報交換すること。
- 文化財は地域の魅力の源でもあるため、所有者だけで保存の重責を抱えず、地域住民の関わりも積極的に求めていくこと。
- 外部からの協力者を受け入れられるような体制を整備しておくこと。

④ 県民に期待する役割

山形県の文化財の保存と活用の推進にあたって、県民に対して、どのような役割が期待されるか。

- 文化財を適切に理解すること。
- 文化財を次世代へ継承するための活動に積極的に参画すること。
- 県民誰もが知らず知らずのうちに文化財に触れて生活している、文化財は身近な存在であるという視点を持つこと。
- 文化財の継承活動に直接関わっていなくとも、よき支援者・理解者となって見守ってくれること。
- 大人の行動が、子どもたちの未来や山形県の将来を作るのだという意識で、文化財を次世代へ継承すること。
- 日常的に文化財を通じた交流が生まれていること。
- 災害時に、身近な文化財の救済に協力する主体となること。

論点9 その他について

- 大綱策定過程について、各委員からの意見を市町村と共有できる仕組みを設けてほしい。大綱策定後のその趣旨についても、市町村と適切に共有して施策を推進してほしい。
- 東北芸術工科大学（文化財保存修復研究センター）はじめ各大学との連携協力。
- 文化財の活用の視点として、観光以外にも農業、医療、工業産業などの視点が入ってもよい。

文化財保護実態調査の結果概要について

本県文化財保護の実態を把握するために、①県指定文化財所有者・保持者・保存会と②市町村に対して令和2年10月1日付で調査を実施した。調査方法は郵送による。送付数（調査票ベース）は287件で、有効回答数は219件（回答率76.3%）。

所有者に対する調査

※分野ごと（建造物、美術工芸品、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）に調査票を作成し、調査を実施した。

※表中の数字は回答数、カラスケールは割合（%）で表したものの。

※斜線部分は、選択肢を設けていないもの。

※「その他」の回答例は、実際の回答から抜粋、文章・語句の加除修正を行った。

※回答は選択式。（問6以外は複数選択可とした）

問1 あなたにとって文化財とは？ 【→論点1】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
次の世代に継承していかなければならない宝物	168	23	84	2	5	14	12	28
先人から引き継いだご自身や家、組織、地域にとってのアイデンティティ	138	16	70	1	2	9	12	28
地域の魅力を伝えるもので地域にとってなくてはならないもの	111	20	45	2	3	10	10	21
観光資源として活かしていくもの	51	11	19	1	1	3	6	10

問2 あなたが所有する文化財を取り巻く地域の現状は？ 【→論点2】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰退している	138	20	55	0	3	14	13	33
地域の歴史・文化への関心が希薄になっている	116	14	51	3	5	12	9	22
文化財や地域の歴史・文化の魅力を活かした地域づくりをしていく必要がある	88	16	35	2	1	13	6	15
災害（豪雨、豪雪、地震等）の危機に瀕することが多くなった	52	13	19	1	0	2	3	14
観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている	20	4	10	1	0	2	2	1

問3 あなたが所有する文化財の継承にあたっての課題は？ 【→論点3～6の①】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
行政(県・市町村)からの支援がほしい	82	13	28	2	3	11	4	21
日常管理や修理等を負担に感じる	64	15	31		0		4	14
博物館・美術館、大学等の専門家からの助言がほしい	26	6	13	0	1	1	3	2
次の世代がいらないので自分の代で終わりにになってしまう	17	3	7		0		4	3
後継者の確保	17			2		15		
衣装や道具・材料の確保	10			3		7		
相続税等の納税義務が不安	8	0	8		0		0	0
活動資金の確保	8					8		
保存団体としての組織機能の強化	7			1		6		
対象文化財の継承に向けた自らの意欲向上	6					6		
地域住民とのつながり	5					5		
需用の縮小によって商品が売れない	1			1				
自身の技術レベルの維持向上	1			1				
その他	39	2	20	1	1	2	3	10

→「その他」の回答例

- 檀家が減少している。
- 活用の方法が分からない。
- 練習に使う道具の不足。
- 学芸員を雇用して管理や公開のレベルを向上させたいが、負担が伴う。

問4 県の取組で今後も続けてほしいことは？ 【→論点3～6の②】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
管理への補助金交付	140	22	62	1	3	12	11	29
修理(防災・防犯設備の設置も含む)への補助金交付	125	21	60	2	4	12	10	16
指定文化財保護管理指導	77	12	37	1	3	3	6	15
「未来に伝える山形の宝」登録制度	52	10	23	1	0	9	3	6

問5 今後、県の取り組みで期待することは？ 【→論点3～6の②、論点8の①】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
災害が起きた時に文化財を救ってほしい	76	17	38	1	3	5	3	9
対象文化財の応急的な修理に対して補助してほしい	72	18	34				3	17
文化財に対する専門的かつ技術的な助言・指導がほしい	65	14	23	0	3	1	6	18
対象文化財に関わらず未指定を含めた地域に残る文化財全般の調査をしてほしい	64	10	31	0	2	6	5	10
まちづくりに結び付く取組を充実させてほしい	56	9	26	1	0	5	4	11
教育や生涯学習に結び付く取組を充実させてほしい	55	9	23	2	2	6	5	8
対象文化財の活用(公開含む)に関して支援してほしい	46	7	18	1	0	9	4	7
観光誘客に結び付く取組を充実させてほしい	45	8	20	1	0	5	6	5
対象文化財の調査をして価値を明らかにしてほしい	38	6	12	0	1	9	5	5
指定文化財の所有者(保持者・保存団体含む)同士の情報交換の場がほしい	29	7	10	1	1	4	1	5
所有者同士で情報交換ができるようなネットワークを形成してほしい	6				1	5		
その他	20	2	9	1	0	1	2	5

→「その他」の回答例

- 信仰の対象なので観光客への対応には協力できない。
- 文化財に関する知識の蓄積。
- 県の文化財拠点施設の整備。
- 子どもたちの興味を引き出す取組の充実。
- 出演機会の充実。
- 新型コロナウイルス感染症対策への支援。
- 維持管理の実態を知ってほしい。

問6 あなたが所有する文化財について心配やお困り事、疑問がある場合の相談相手は？

【→論点8の①②】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
市町村の文化財担当者	125	18	57	2	4	8	9	27
県の文化財担当者	60	13	22	3	2	2	9	9
県の文化財保護指導委員(地域担当委員)	32	6	13	0	1	1	2	9
相談できる相手はいない	18	0	12	0	0	0	3	3
県内の他の博物館・美術館等の学芸員	17	3	11	1	1	0	1	0
県内の大学等の研究者	17	2	10	0	0	4	0	1
地域の文化財に関する支援団体	17	4	5	1	1	3	1	2
保存団体等のメンバー	14					14		
県外の大学等の研究者	12	1	9	0	0	0	1	1
県外の博物館・美術館等の学芸員	11	2	7	0	0	0	1	1
山形県立博物館、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の学芸員	2	0	2	0	0	0	0	0
その他	28	2	17	1	0	2	2	4

→「その他」の回答例

- 誰に相談したらよいかわからない。 ○修理技術者。 ○文化庁等国の機関

問7 あなたが所有する文化財について次の世代への継承の見通しは？ 【→論点8の③】

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡・名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
相続による継承の見通し	91	12	57		2		5	15
わからない	46	3	16	0	1	3	9	14
後継者又は次の世代がいる	10			2		8		
地方公共団体や博物館・美術館等へ寄贈することを考えている	9	1	5		1		1	1
現在後継者はいないが、後継者の育成を考えている	7			2		5		
売り渡すことを考えている	4	0	2		0		1	1
その他	54	12	23	1	2	2	2	12

→「その他」の回答例

- 市町村所有なので問題なく継承される。 ○後継者はいるが十分ではない。

市町村に対する調査

- ※「所有者等」とは、県指定文化財の所有者・保存会・保持者・保存団体のこと。
- ※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。
- ※「その他」の回答例は、実際の回答から抜粋、文章・語句の加除修正を行った。
- ※回答は選択式。(問3, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 15以外は複数選択可とした)
- ※1町のみ県指定文化財がないため、県指定文化財に関する一部設問は回答なし。

問1 域内を見渡して文化財を取り巻く環境はどのように変化しているか? 【→論点2】

選択肢	回答数
過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰退している	27
文化財や地域の歴史・文化の魅力を生かした地域づくりをしていく必要がある	23
地域の歴史・文化への関心が希薄になっている	18
災害の危機に瀕することが多くなった	14
観光客が増えており文化財のニーズが高まっている	2
その他	3

→「その他」の回答例

- 限界集落・消滅集落が増加している。
- 茅葺屋根の職人が減少しており、屋根修理が難しい。
- 歴史・文化に通じた知識人が減り、自発的に調査を行う人が減った。

問2 域内の所有者等との関係で課題となっていることは何か? 【→論点3～6の①】

選択肢	回答数
所有者等の管理に関する不安	21
所有者等の修理に関する不安	15
所有者等の継承に関する不安	6
所有者等が必要としていることがわからず、意見の吸い上げができていない	6
連絡が取れない所有者等がいる	6
所有者等の活用に関する不安	4
その他	2

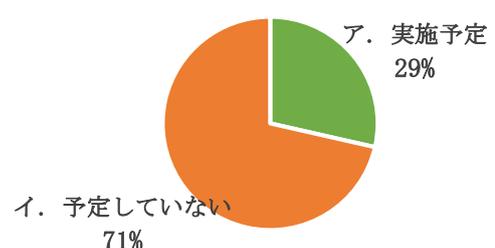
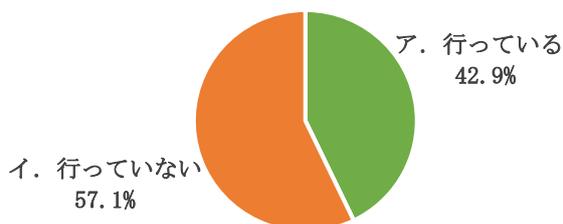
→「その他」の回答例

- 大規模修理のための経費を準備できない。

問3 文化財調査を実施しているか?また、今後、実施を予定しているか?【→論点3の①】

選択肢	回答数
ア. 行っている	15
イ. 行っていない	20

選択肢	回答数
ア. 実施予定	10
イ. 予定していない	25



問4 県指定文化財の管理に関する課題は何か？ 【→論点3の①】

選択肢	回答数
専門的な知識がないために管理に関する指導・助言ができない	19
文化財を取り巻く環境（立地、樹木、機器等）に不安がある	14
文化財を取り巻く環境（温湿度、虫、カビ、ネズミ等）に不安がある	11
文化財を取り巻く環境（防犯、セキュリティ等）に不安がある	11
山形県文化財保護条例で規定されている届け出や申請について所有者が十分に理解できていない	8
専門的な知識を有する人とのつながりがなく、相談先がわからない	7
その他	4

→「その他」の回答例

- 県による文化財管理指導で専門的な指導が不足している。
- 文化財の管理をしている地区の高齢化が進み今後の管理に不安がある。

問5 県指定文化財の修理に関する課題は何か？ 【→論点3の①】

選択肢	回答数
所有者が費用を準備できないために修理が進まない	19
修理が必要かどうか文化財の状況を判別できない	11
指定文化財の修理に適した技術を有する修理技術者・業者かどうか判断できない	9
指定文化財としてどのような修理を行えばよいかわからない	8
修理技術者の確保ができない	6
修理のための原材料や道具の確保ができない	6
その他	4

→「その他」の回答例

- 適切な周期での修理が実施できていない。
- 県指定文化財の修理が進まない。

問6 文化財に関する防災計画やマニュアルはあるか？ 【→論点5の①】

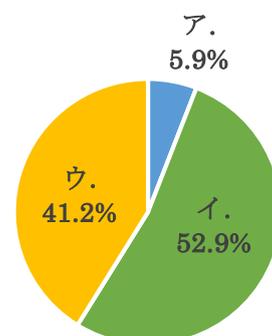
選択肢	回答数
ア. ある	2
イ. ない	32

問7 災害発生時に職員は文化財保護業務を継続できるか？ 【→論点5の①】

選択肢	回答数
ア. 全員、通常通り文化財保護業務を継続できる	2
イ. 一部職員は、避難所対応等の別業務への配置がある	18
ウ. その他	14

→「その他」の回答例

- 文化財担当のすべての職員が避難所対応等の別業務に従事する可能性がある。



問8 今後、文化財の防災のために望むことは何か？ 【→論点5の②】

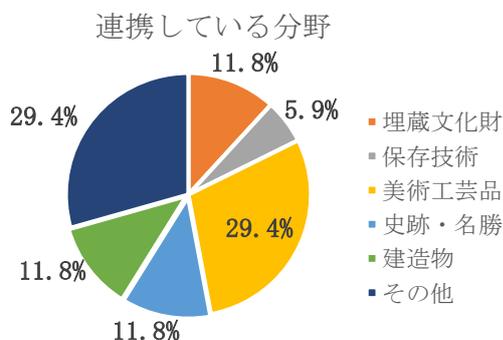
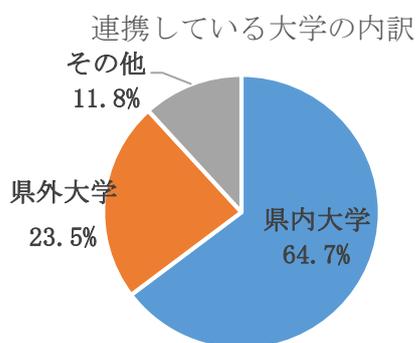
選択肢	回答数
県が中心となって歴史資料ネットや各大学等の関係機関と連携体制を整える	18
県が中心となって県内市町村間の連携や県域を超えた広域連携の体制を整える	18
指定文化財だけでなく未指定文化財も含めた所在リストとマップのアーカイブ化を進める	11
被災した資料の一時保管場所を確保する	11
その他	3

→「その他」の回答例

○ハザードマップとリンクした文化財所在マップを作成してほしい。

問9 大学や研究機関と連携しているか？ 【→論点6の①】

選択肢	回答数
ア. 連携している	11
イ. 連携していない	24



問10 文化財保存活用支援団体として考えている団体はあるか？ 【→論点6の②】

回答市町村	文化財保存活用支援団体の候補	その分野
米沢市	舘山城保存会	史跡・名勝
	歴史の道土木遺産萬世大路保存会	史跡・名勝
	ささの里づくり推進協議会	建造物
寒河江市	山形県文化財保護協会	その他
飯豊町	いいで史話会	その他
	手ノ子区協議会宇津峠部会	史跡・名勝
	天養寺観音堂保存会	建造物

問11 今後、県に取り組んでほしいことは？ 【→論点3～6の②、論点8の①】

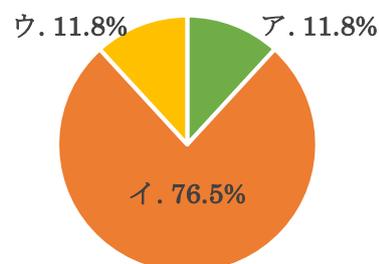
選択肢	回答数
修理に対する補助金を充実させてほしい	25
個別調査の県指定文化財の保存に関して技術的・専門的な指導・助言がほしい	16
市町村指定や未指定文化財の保護に関して助言がほしい	13
職人・担い手の育成に関する取組をしてほしい	13
文化財保護管理指導で専門的な助言がほしい	12
技術・材料の継承に関する取組を実施してほしい	11
個別調査の文化財（国指定）の保存活用計画の策定に対して助言がほしい	11
防災に関する取組を実施してほしい	10
教育分野と連携した取組を実施してほしい	10
観光分野と連携した取組を実施してほしい	10
まちづくり分野と連携した取組を実施してほしい	10
市町村間の連携や情報交換を促してほしい	9
悉皆的な文化財調査を実施してほしい	8
地域計画の作成に対して助言がほしい	8
広報・情報発信を実施してほしい	7
その他	4

→「その他」の回答例

- 専門職員を配置し、専門的な指導助言を得たい。
- 文化財を活用した事例を教えてください。

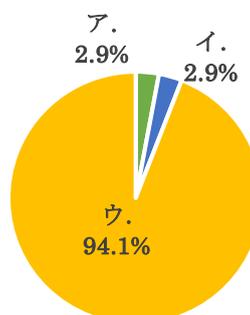
問12 域内の所有者等に対して定期的に連絡をとっているか。 【→論点8の②】

選択肢	回答数
ア. 定期的に連絡している	4
イ. 随時、何かあれば連絡している	26
ウ. ほとんど連絡をとっていない	4



問13 域内の所有者等とどのくらいのスパンで連絡をとっているか？ 【→論点8の②】

選択肢	回答数
ア. 1年に1回	1
イ. 数年に1回	1
ウ. 随時 (特に決まっていない)	32



問14 域内の所有者等と連絡をとるきっかけは何か? 【→論点8の②】

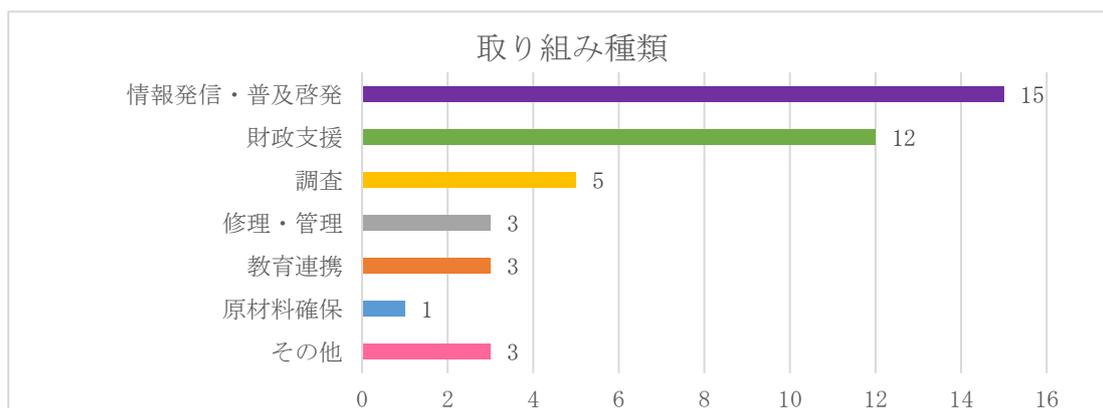
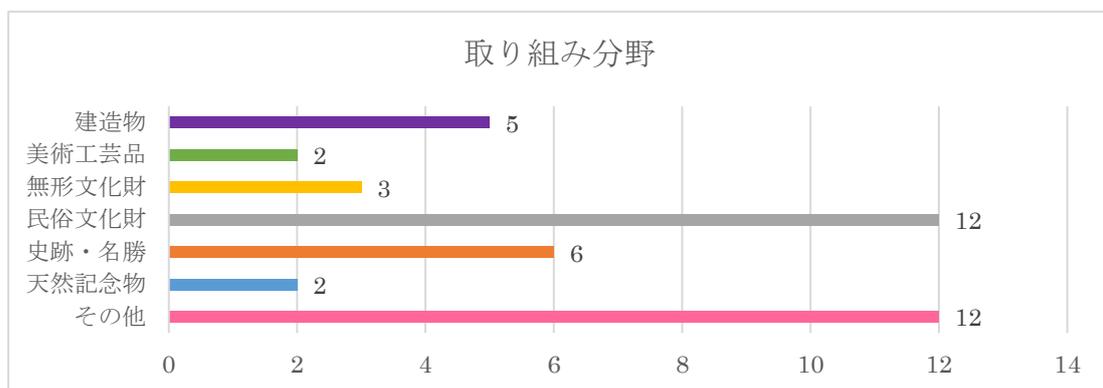
選択肢	回答数
所有者から連絡・相談を受けて	29
市町村から定期的に文書等を送付	3
市町村で独自に所在確認調査等	3
所有者の連絡会や研修会等を実施	0
その他	16

→「その他」の回答例

- 県による文化財管理指導へ随行するため。
- 補助金に係る手続きをするため。
- 域内での災害発生時に被害状況を確認するため。
- 文化財防火デーの実施のため。

問15 直近5年間で文化財保護に関する独自の取組を実施したか?

選択肢	回答数
ア. 実施した	19
イ. 実施していない	16



「山形県文化財保存活用大綱（仮称）」 骨子案

骨子案の大枠

- 1 策定にあたって
 - ① なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）
 - ② 文化財を取り巻く環境の変化
- 2 文化財を取り巻く課題
 - ① 文化財の保存に関する課題
※文化財の保存とは、調査や指定、日常の維持管理、修理、整備、伝承活動など、文化財そのものの価値を明確化・維持・向上させる取組です。
 - ② 文化財の活用に関する課題
※文化財の活用とは、公開など、文化財の価値や魅力を適切に理解するための取組です。
 - ③ 文化財を継承する基盤に関する課題
※文化財を継承するための基盤とは、人材（人々の関心、後継者、専門職員）や仕組み（連携体制、支援体制、資金、制度、組織など）に関することなどを指し、保存や活用、防災などのいずれの事柄とも密接に関わり合っています。
 - ④ 文化財の防災に関する課題
- 3 全体理念 ～山形県が目指すべき文化財の保存と活用の将来像～
- 4 基本方針の展開
 - ①方針1 文化財の確実な保存を推進
 - ②方針2 文化財の適切な理解を促進
 - ③方針3 みんなで文化財を守り伝えるための基盤を強化
 - ④方針4 災害への対応力の強化
- 5 推進にあたって
 - ①各主体に期待する役割
 - ②市町村による地域計画の作成
 - ③県の推進体制の整備
 - ④大綱の進行管理
 - ⑤大綱の見直し

※骨子では、文化財分野にとらわれず総論的に枠組みを整理している。

※大綱の内容をより具体的かつ現場に根差したものとするため、市町村で行っている取組を紹介する予定。

1 策定にあたって

- 文化財保存活用大綱の策定にあたって前提となる事項を記す。

① なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）

【なぜ文化財を守るのか】

- 世代を超えて受け継がれてきた記憶だから。
- 県や市町村、それぞれの地域の魅力だから。
- 人々や地域を結びつけるものだから。
- 次世代に受け継がなければならないから。

→実態調査(所有者)問1：約8割の所有者が「次世代に継承していかなければならない宝物」と回答した。

【文化財保護の必要性】

- どんな人の周囲にも文化財はあるが、身近に存在することに気づいていないため。
- 文化財とは何か、一般には理解が浸透していないため。

② 文化財を取り巻く環境の変化

【マイナスの変化】

- 人口減少に伴って担い手が不足している。
- 過疎化・高齢化によって地域社会全体が衰退している。
- 文化財が多数存在する寺院や神社、旧家の存続が危機的である。
- 地域の歴史文化に対する興味関心が低下している。
- 文化財の修理や継承に不可欠な原材料、道具等が入手困難になっている。
- 頻発する災害によって文化財が被害を受けている。

→実態調査(所有者)問2：約6割の所有者が過疎化・高齢化による地域社会の衰退を認識しており、文化財の継承に影響していると思われる。一方で、観光客の増加による文化財へのニーズの実感は少ない。

→実態調査(市町村)問1：同様に市町村も約8割が過疎化・高齢化による地域社会の衰退を認識している。そのほか、歴史文化を活かした地域づくりの必要性を認識している市町村が多い。

【プラスの変化】

- 一部地域で、歴史文化を活かした地域づくりが活発になっている。
- インターネットや SNS、動画サイト等で情報を得ることが容易になった。同様に、自らの取組等に関する情報を発信しやすくなり、地域を越えた共有・交流が生まれている。
- 元気な高齢者による活動が活発化しており、新たな担い手層となる可能性がある。
- 若者の一部では歴史文化への興味関心が高まっており、新たな担い手層となる可能性がある。

【その他】

- 人々の価値の多様化による影響を考慮する必要がある。
- ライフスタイルの変化や新たな感染症等による人々の生活様式の変容による影響を考慮する必要がある。
- 価値が定まっていない未指定の文化財を含み、総合的に捉える必要がある。

2 文化財を取り巻く課題

- ▶ 本県の文化財を取り巻く現状と様々な課題を適切に把握し、全体に通じる課題についてテーマ別に整理する。

① 文化財の保存に関する課題

(ア) 調査・指定

- 域内の文化財が十分に把握されていない。
→実態調査(市町村)問3：15市町村が文化財調査を行っており、10市町村が今後実施を予定している。
- 貴重な文化財でも、身近すぎて文化財として認識されていないものがある。(「こんなものも文化財」という気づき)
- 県指定文化財について、分野や地域の偏りが見られる。

(イ) 維持管理

- 日常の維持管理に負担や不安を感じている所有者等が多い。
→実態調査(市町村)問2：市町村は域内の所有者等による普段の維持管理に対して不安を感じている。
- 法や条例に基づく維持管理に関する手続きを十分に理解していない所有者等が多い。
- 所有者等の維持管理に係る費用負担が大きい。また、技術や芸能の継承に係る団体は、活動資金の確保が困難になってきている。
→実態調査(所有者)問3：特に建造物の所有者の半数以上は、日常管理や修理に対して負担に感じている
また、無形民俗文化財の保存会の半数は活動資金の確保に苦慮している。
- 適切な環境で保存されていない文化財が多い。(防犯・防災設備の設置・更新や耐震化等)

(ウ) 修理・整備・伝承等

- 適切な周期で修理等が行われていない文化財がある。
→実態調査(市町村)問5：半数以上の市町村で「所有者の費用負担の準備ができていないために修理が進まない」事例があることがわかった。また、そもそも修理が必要かどうか判断できないことがある。
- 文化財の修理のために必要な道具、原材料、技術者・職人の確保が困難になっている。
- 文化財の修理等に係る所有者等の費用負担が大きい。また、文化財の修理等に対する県・市町村の予算が十分に確保されていない。

② 文化財の活用に関する課題

【適切な活用の難しさ】

- 文化財の活用の取組みが不十分であり、文化財の理解につながっていない。
- 紙や絹、木材等の脆弱な素材や生き物等の文化財は、活用することにより毀損につながるものも多く、慎重な対応が必要である。
- 文化財の公開に当たっては、文化財の適切に取り扱うことのできる学芸員等の専門家や適切な保存環境が不可欠であるが、十分に担保されていない。
- 公開に当たっては、計画立案や初期投資、事前の修理や各種法令への適用、受入態勢の整備等の事前の準備が不可欠であるが、それらが所有者等には大きな負担となっている。

【文化財に触れる機会の不足】

- 文化財に触れる機会、知る機会が十分に確保されていない。
- 文化財に関する学術的な価値が十分に伝わっていない。
- インターネットやSNS等での公開や広報は文化財の理解促進に有効であり、成功事例も見受けられる。

③ 文化財を継承する基盤に関する課題

【地域住民の関心の低下】

- 地域において文化財を継承する担い手が減少している。
→実態調査(所有者)問3：無形民俗文化財の9割以上は、後継者の確保を課題だと感じている。
- 地域の外には高い興味関心を持っている人がいる一方で、地域住民の興味関心や理解が十分ではないことがある。(関心のドーナツ化現象)
- 地域における文化財の継承が一部の住民に委ねられている。
- 学校の統廃合により地域学習の機会が失われ、子どもが文化財に触れる機会が減少している。
- イベントなどの文化財の継承活動が一時的な取組みにとどまり、持続的な取組みにつながっていない。

【様々な関係者の連携不足】

- 文化財の継承について、所有者等だけで課題を抱え、解決策が見い出せないケースがある。
- 市町村と大学等研究機関との連携による有効な取組みに関する情報が、市町村間で共有されていない。
→実態調査(市町村)問9：約7割の市町村が何らかの形で大学等研究機関と連携している。
- 建造物の中でも、特に茅葺屋根の文化財の継承は多くの市町村で課題となっているが、広域的な連携が構築されていない。
- 観光、教育、まちづくり、産業等の他分野との連携が十分ではない。

【資金の不足】

- 所有者等が、文化財の維持管理、修理等に対する資金を確保できない。
- 文化財の維持管理、修理等に関する県・市町村の予算が十分に確保されていない。
→実態調査(所有者)問3：所有者等の約4割は何らかの形で行政からの支援を欲している。

④ 文化財の防災に関する課題

【平時からの備えが不十分】

- 未指定文化財について、その所在や状態が十分に把握されていない。
- 県・市町村、所有者等、大学等研究機関、修理技術者等の文化財の防災に係る関係者のネットワークが十分に構築されていない。
- 防災設備の設置・更新や耐震化による備えが不十分な文化財がある。
- 県・市町村全体の防災計画に「文化財防災」が十分に位置付けられておらず、行政の文化財防災に対する体制を整備する必要がある。

→実態調査(市町村)問6：9割以上の市町村で文化財に関する計画が整備されていないことがわかった。

【災害時に適切に対応できていない】

○災害発生時における文化財レスキューに関わる民間団体と県・市町村とのネットワークが構築されていない。

○災害発生時、ほとんどの市町村の文化財担当課は文化財保護業務に専念できない。

→実態調査(市町村)問7：災害発生時、9割以上の市町村が通常通り文化財保護業務を継続できないことがわかった。うち約4割の市町村は、文化財担当課全ての職員が別業務に従事する。

3 全体理念 ～山形県が目指すべき文化財の保存と活用の将来像～

- 現状と課題を受けて、今後、山形県が目指すべき文化財の保存と活用の理想の姿を示す。

全体理念

文化財は未来に伝える地域の宝
～保存と活用の循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～

目指す姿

○地域全体での取組み

- …身近な文化財を「自分たちの文化財」として、地域住民が主体的に文化財の継承活動に参画することにより、文化財を確実に次世代に継承する。
- …文化財の継承活動を通して、人々や地域のつながりが生まれ、地域を愛する心や生き生きとした地域が育まれる。

○関係者の連携

- …県、市町村、所有者等、大学等研究機関、修理技術者、地域住民等の関係者が日常的に連携しながら継承活動に取り組んでいる。
- …文化財分野にとどまらず、観光や教育、まちづくり、産業等の他分野と連携することにより、相互に様々な新しい効果が生み出されている。

○保存と活用の循環

- …文化財が適切に保存され、その価値や魅力が理解されることにより新たな価値や魅力が生まれ、また保存につながる、という保存と活用の好循環によって文化財が次世代へ継承される。

4 基本方針の展開

- 課題に対応する形で解決のための基本方針を設定し、全体理念の実現を推進する。県は、これらの基本方針に従って、取り組むべき具体的な施策を検討する。

方針1 文化財の確実な保存を推進

(ア) 調査・指定

【域内の文化財の総合的な把握】

- 県・市町村が、価値の定まっていないものも含めて総合的に調査し、域内の文化財を把握する。(市町村は地域計画作成の過程で、域内の文化財の所在確認調査を実施する。)
- 文化財の調査に当たり、県・市町村は、県内外の大学等研究機関と積極的に連携する。
- 古文書や民具、石垣などの調査に当たり、地域住民との協働での実施を検討する。

【指定等による保護】

- 県・市町村は、それぞれの基準に従い、適切に指定等を行うとともに、指定に当たっては、それぞれの域内の特色に配慮する。
- 県・市町村は、既に指定している文化財について、その後の学術研究の成果や調査等に基づき追加指定、名称変更、員数変更等を行う。
- 県は、市町村や地域全体が指定のエリアとなる文化財（伝統的建造物群保存地区、文化的景観）の選定を支援する。

(イ) 維持管理

【適切な維持管理】

- 所有者等は、保存活用計画の策定等により長期的な計画に基づき保存する。
- 所有者等は、定期的・継続的に文化財の状況を把握し、状態の変化・変容に対して注視する。
- 所有者等は、法や条例に基づいた手続きを遵守する。(所在不明文化財等の手続きの不備による諸問題の防止)
- 県は、維持管理に対する必要な財政的支援を講じる。

【地域住民との協働等による維持管理】

- 所有者等だけの負担とならないように、地域住民が維持管理に関わることにより、地域全体の継承の意欲を促す。
- 大学等研究機関や修理技術者等による専門的視点を取り入れることにより、適切な保存環境を担保する。
→実態調査(所有者)問5：有形の文化財を中心に「文化財に対する専門的かつ技術的な指導・助言がほしい」という声が多かった。
- 警察と連携することにより、特に過疎地域に所在する文化財の防犯対策を強化する。

(ウ) 修理・整備・伝承等

【文化財の価値の維持・向上】

- 大学等研究機関や修理技術者等と連携して対処することにより、科学的根拠に基づいた修理方針を検討する。なお、修理方針の検討に当たっては、これまでの毀損や修理、公開（指定文化財は現状変更も）等のそれぞれの文化財が辿ってきた履歴が蓄積されていることが必要である。
- 県・市町村は、適切な周期での修理等を促すため、所有者等と連携協力して状態を把握する。損傷スピードを緩めるための応急修理を施す等の様々な状況に応じた機動的な対応を図る。
- 県・市町村は、人に付随する技術や芸能の伝承に当たり、普及啓発や発表の機会等を設けることにより支援する。また、人と人との接触が避けられないため、感染症対策を講じながら伝承が途絶えないよう配慮する必要がある。
 - 実態調査(所有者)問5：無形民俗文化財の約6割が県に対して「出演機会の充実等に関して支援してほしい」と回答している。また、活用に際しての「新型コロナウイルス感染症対策への支援」の声もあった。
- 修理に要する原材料の確保や人材の育成について、行政と所有者等、地域、文化財以外の分野が一体となり取組みを進める。また、県は、市町村域を越えた取組みを積極的に支援する。

【所有者等の財政的負担の軽減】

- 県・市町村は、所有者等の財政的負担を軽減し、修理等を促進するため、必要な財政的支援を講じる。なお、所有者等のニーズや実情に応じた、新たな補助メニューの設定や補助率の加算等の措置などの柔軟な対応について検討する。
 - 実態調査(所有者)問4：6割以上の所有者等が管理または修理（防災・防犯設備の設置含む）への県による補助制度を継続してほしいと回答している。
 - 実態調査(所有者)問5：特に建造物、美術工芸品、天然記念物の所有者等は、応急的な修理等に対する県の財政的支援を期待している。
- 県・市町村は、企業メセナ等の各種助成金に関する情報を積極的に提供する。

方針2 文化財の適切な理解を促進

【バランスの取れた活用】

- 県・市町村は、以下の事項に留意しながら各種施策に取り組む。
 - 文化財に対する理解が広がることに伴い、保存の取組みが広がる。
 - 文化財を適切に活用するためには、文化財の適切な保存が土台となる。
 - 文化財の中には信仰対象や公開が難しい文化財（秘仏、年1回のみ奉納等）や慎重な対応が求められる文化財がある。
 - 日常の維持管理の取組みについて、地域住民を巻き込んで行うことが活用につながる。
 - 文化財を活用することが所有者等や地域にとって負担になる場合がある。
- 文化財の素材は、脆弱な紙や絹、木材等であつたり生き物であるため、その価値を損な

わないように、専門家の助言を受けて活用を進める。

【文化財を大切にすることを育む】

- 県・市町村は、県民が身近に本県の魅力あふれる文化財に親しむことができる機会を創出する。その際、文化財のオリジナルに触れる機会を充実させることに努める。
- 県・市町村は、学芸員等の専門家と連携することにより、文化財の学術的な難しい価値を、県民に分かりやすく伝えることに努める。
- 県・市町村は、文化財の継承活動の取組みが世代間交流につながるという側面があることに留意する。
- 県・市町村は、学校教育や地域活動の中で、子どもが文化財に触れる機会を充実させる。またそれらが一時的なものではなく、継続することにより効果を発揮するという視点を持つ。
- 建造物や史跡等の不動産系文化財をユニークベニューやイベント会場として利用することにより、若い世代にも文化財を身近に感じられる機会を創出する。

【新たな価値・効果の創出につなげる】

- 建造物の本来の用途に関わらず、カフェやレストラン、映画館等さまざまな用途に転用することにより、市民の交流の場や経済効果の創出の場としての新たな価値を創出する。
- 文化財そのものの価値を大切に守ることにより、人々の交流を促進し、観光の振興や地域の活性化につなげる。

方針3 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化

【文化財の継承に積極的な地域づくり・人づくり】

- 所有者等だけでなく、地域住民が地域の文化財の継承に主体的に関わる。
- 文化財の保護活動を地域活動の一環とするなど、地域住民が多様に関わる機会、文化財に触れる機会を幅広く提供することにより、担い手の育成につなげる。
- 教育分野との連携により、未来の文化財継承の担い手や支援者、理解者を育成する。
- 無形文化財や無形民俗文化財などの人に付随する技術や芸能等の継承については、長い時間を要するため、息の長い取組みが必要である。

【文化財に関する様々な関係者の連携】

- 所有者等だけに文化財継承の重責を負担させず、地域住民や文化財保存活用支援団体と連携・協力しながら、地域全体で継承に取り組む。
→実態調査(市町村)問10：一部の市町では、地域で継承活動をしている団体や地域づくりの団体を文化財保存活用支援団体として位置付けて連携協力することを考えている。その分野は、建造物や史跡・名勝等の不動産文化財が多くを占めている。
- 県は、市町村がそれぞれの情報を共有する機会を設けることにより、効果的な取組みの他市町村への波及や、複数市町村による広域的な課題解決を促進する。
- 同じ分野の所有者等同士が課題や解決策を共有する場を設けることにより、継承意欲の向上や効果的な取組みの波及につなげる。
- 文化財の保存と活用の推進に当たっては、観光、教育、まちづくり、産業等の文化財以外の分野との連携を意識し、取組みを進める。

→実態調査(所有者)問5：県に期待する取組として「観光誘客に結び付く取組の充実」は約2割とどまった。

【安定的な資金の確保】

- 県・市町村は、文化財の維持管理や修理等に要する所有者等の費用に対して財政的支援を講じる。また、文化財に対する財政支援することの意義を県民・市民等の理解の促進に努める。
- 県・市町村は、財政的な支援など文化財の継承に支援を希望する人が支援できるような仕組みを構築する。
- 所有者等は、クラウドファンディング等自ら文化財の継承に必要な資金の調達に努める。

方針4 災害への対応力の強化

【平時からの災害への備え】

- 県は、市町村や所有者等、地域住民等に対し、文化財防災の内容や重要性、必要性についての普及啓発を行う。
- 県・市町村は、平時から文化財の所在や状態を把握する取組を行うことにより、文化財の所有者等とコミュニケーションを図る。
- 平時から、県・市町村、所有者等、大学等研究機関、修理技術者等による文化財防災に係る関係者のネットワークを構築する。
- 文化財の防災設備の設置・更新や耐震化を実施するなど、ハード面での対策を十分に行う。
- 県・市町村は、災害時等にレスキューした資料の一時的な保管場所の確保等、平時から災害に備えた取組を実施すること。
- 県・市町村は、それぞれの防災計画に「文化財防災」を位置付け、災害時の対応を取りやすい体制を整える。

【災害発生時の適切な対応】

- 県は、県域で災害が発生した場合、平時に構築した文化財防災に係るネットワークを活用し、市町村との連携のもと文化財の救助、救援を行う。
→実態調査(所有者)問5：県に期待する取組として「災害が起きた時に文化財を救ってほしい」という所有者が最も多かった。建造物は6割の所有者が回答している。
- 文化財は、寺院や神社、旧家等にまとまって所在していることが多いため、古文書、民具、建造物等の分野を越えて連携・協力しながら対応する。
- 県・市町村の文化財担当課は、災害発生時において文化財の被害状況の把握や具体的なレスキューへの対処等の文化財保護業務に当たる。
- 災害発生から数年経過した時に、所有者等の被災文化財の継承に対する意欲が減退する場合があることから、県・市町村は継続的な支援に留意する。

5 推進にあたって

- ▶ 基本方針の推進のために、各種事項を整理する。

① 各主体に期待する役割

(ア) 県

- 県全域を見渡した施策を立案し、市町村域を越えた広域的な取組みを推進すること。
→実態調査(市町村)問 15：約半数の市町村が文化財保護に関する何らかの独自の取組を実施しているが、「原材料確保」等の広域的な課題に対処する取組は1市のみにとどまった。
- 市町村や所有者等に対して、文化財の保存と活用に関する専門的な知見・技術に基づく指導・助言を行うこと。
→実態調査(市町村)問 11：多くの市町村が「個別の文化財への専門的指導・助言」や「県による文化財管理指導における専門的助言」を望んでいると回答した。
- 市町村や所有者等、研究機関等の文化財保護に関わる人々や情報を繋ぐことで、文化財の保存と活用の取組みをマネジメントすること。
- 所有者等による文化財の維持管理や修理等に対する効果的な財政支援を行うこと。
→実態調査(市町村)問 11：7割の市町村が修理に対する補助金の充実を望むと回答した。
- 県立博物館は、県内の文化財保護に関する拠点となること。
- 国や他都道府県と、文化財の保存と活用に関する積極的な情報交換を行い、県内市町村と共有すること。

(イ) 市町村

- 所有者等に最も近い存在として、文化財の保存と活用に関する課題や悩みを共有し、相談に応ずること。
→実態調査(所有者)問 6：所有者等にとって、自らが所有する文化財に心配事や困り事がある時に真っ先に相談する相手は市町村の文化財担当者という回答が最も多かった。
→実態調査(市町村)問 12・13・14：多くの市町村が定期的または随時、所有者等と連絡を取っている。また、連絡をとるきっかけは「所有者から連絡・相談を受けて」がほとんどで、良好なコミュニケーションが取れていることがわかった。
- 地域に根ざした文化財の継承活動を持続的に進めること。
- 未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること。
- 地域に存在する文化財の価値や魅力を市民に分かりやすく伝えること。
→実態調査(市町村)問 15：約半数の市町村が文化財保護に関する何らかの独自の取組を実施していることがわかった。情報発信や普及啓発などの文化財への理解を促進するような取組が最も多い。

(ウ) 所有者等

- 本県の貴重な宝物である文化財を意欲的に次世代へ継承すること。
→実態調査(所有者)問 7：回答の約半数は「相続によって継承される見通し」だったが、約4分の1は「わからない」の回答で、継承の見通しが不透明であることがわかった。
- 自身だけで重責を負わず、行政や有識者、地域住民等と協力して文化財を継承すること。

(エ) 県民

- 文化財の価値や魅力をよく理解すること。
- 地域の文化財を「自分たちの文化財」として地域住民が主体的に継承活動に参加すること。

と。

② 市町村による地域計画の作成

- 県の大綱を基に、それぞれの市町村が地域計画を作成し、その計画に則った施策を展開することにより、県全体の文化財の保存と活用を図る。
- 県は、市町村による地域計画の作成に対する助言や支援を行う。また、財源や人員が限られた小規模市町村に対しては、複数の市町村の合同による作成を促す。
→実態調査(市町村)問 11：地域計画の作成に対する助言を県に対して望む市町村は8つにとどまっており、作成の機運が広まっていない。

③ 県の推進体制の整備

- 文化財所管課を中心として、県立博物館、県文化財保護審議会、県文化財保護指導委員、連携団体、庁内各課等が連携・協力し、各種施策を進める。
- 県が所有する文化財（建造物3件、美術工芸品11件、史跡2件、天然記念物3件）は、県民の郷土愛の醸成に資するものであり、個人や法人が所有する文化財の模範として適切な保存・活用に努める。

④ 大綱の進行管理

- 毎年度の進行状況を文化財保護審議会へ報告する等、評価・検証を行い、次年度の施策に反映させる。
- 評価・検証に当たっては、中長期的な視点に立ち、定量的・定性的に行う。

⑤ 大綱の見直し

- 山形県文化財保護条例に基づき、知事の諮問を受けて文化財保護審議会に文化財保存活用大綱策定作業部会を設置して調査審議し、知事に変更を答申する。
- 見直しの時期は、「山形県総合発展計画」の改訂（次回改定は令和7年3月予定）に合わせて5年ごとに行う。
- 見直しに当たっては、市町村による地域計画の作成状況を考慮することにより、市町村の実態に即したものとする。

山形県文化財保存活用大綱(仮称) 骨子案の概要

資料4

観光文化スポーツ部
文化振興・文化財活用課

I 背景

過疎化、少子高齢化による文化財の減失や散逸の危機



II 国の動き

- ①文化審議会の答申(H29)
まちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、文化財の継承に取り組む必要
- ②文化財保護法改正(H31)
○文化財保存活用大綱の策定
○文化財保存活用地域計画の策定
○個別文化財の保存活用計画の策定

III 文化財保存活用大綱

- ①大綱とは
○基本的な方向性を明確化
○取組を進める上での共通基盤
- ②策定意義
○市町村の地域計画の策定促進
○県と市町村が同じ方針の下で連携
- ③策定効果
○目指すべき方向性の見える化
○市町村の広域連携
○国庫補助事業の補助率加算

本県の指定等文化財(886件)

- ◆国指定 172件(うち国宝 6件)
- ◆国選定 2件
- ◆国登録 186件
- ◆県指定 526件

大綱で対象とする文化財

- ◆文化財保護法で規定されている6分野(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)と埋蔵文化財、文化財の保存技術
- ◆本県にとって重要である、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産

1 策定にあたって

- ①なぜ文化財を守るのか
○世代を超えて受け継がれてきた記憶
○地域の魅力 ○人々や地域を結ぶなど
○次世代に受け継がなければならないなど
- ②文化財を取り巻く環境の変化
【マイナスの変化】
○過疎化・高齢化による地域社会の衰退
○担い手不足 ○歴史文化への興味の低下など
○頻発する自然災害
【プラスの変化】
○歴史文化を活かした地域づくりの活発化
○情報化 ○高齢者等新たな担い手 など

2 文化財を取り巻く現状と課題

- ①文化財の保存に関する課題
【調査・指定】
○域内の文化財の把握が不十分
【維持管理】
○所有者等によって維持管理が負担
【修理・整備・伝承等】
○適切な周期で修理できていない
②文化財の活用に関する課題
【適切な活用の難しさ】
○脆弱な素材の文化財は注意が必要
【文化財に触れる機会の不足】
○文化財に触れる機会が不十分
③文化財を継承する基盤に関する課題
【地域住民の関心の低下】
○文化財を継承する担い手の減少
【様々な関係者の連携不足】
○所有者等だけで課題を抱えている
【資金の不足】
○所有者等は文化財の維持管理や修理等に対する資金が確保できない
④文化財の防災に関する課題
【平時からの備えが不十分】
○関係者間のネットワークが構築できていない
【災害時に適切に対応できていない】
○市町村が文化財保護業務を継続できない

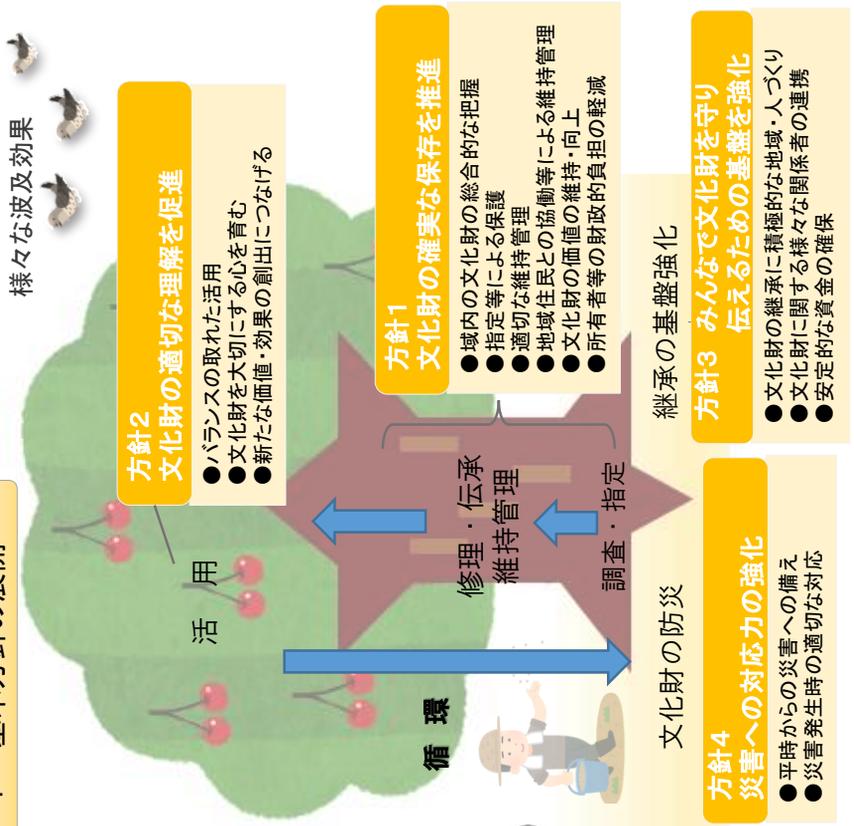
5 推進にあたって

- ①県、市町村、所有者等、県民に期待するそれぞれの役割
- ②市町村による地域計画の作成 = 計画作成の推進、県による助言
- ③県の推進体制の整備 = 庁内の連携・協力、県所有文化財の適切な保存と活用
- ④大綱の進行管理 = 毎年度の評価・検証、中長期的検証

3 全体理念

文化財は未来に伝える地域の宝
～保存と活用の循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～
◆地域全体での取組み ◆関係者の連携 ◆保存と活用の循環

4 基本方針の展開

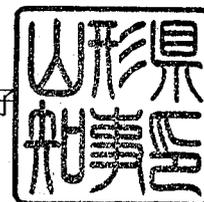


⑤大綱の見直し = 5年ごとに行う

文文第1295号
令和3年3月19日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子



山形県文化財保存活用大綱の策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3（7）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

(設置)

第 1 条 山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）第 36 条の 3（7）により知事から諮問のあった山形県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定及び変更にあたって、必要な事項を調査審議するため、条例第 36 条の 9 に基づき山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 部会は、委員及び臨時委員 12 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 条例 36 条の 5 に基づき、委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 部会に属する委員及び臨時委員の任期は、条例第 36 条の 3（7）に関する調査審議が終了するまでとする。

3 条例 36 条の 9 の 2 に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4 条例 36 条の 9 の 3 に基づき、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 条例 36 条の 9 の 4 に基づき、部会長は、部会の事務を掌理する。

6 条例 36 条の 9 の 5 に基づき、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 条例 36 条の 8 の 1 に基づき、部会は、部会長が招集する。

2 条例 36 条の 8 の 2 に基づき、部会長は、会議の議長となる。

3 条例 36 条の 8 の 3 に基づき、部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 条例 36 条の 8 の 4 に基づき、部会の議事は、出席した当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の決議)

第 5 条 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(意見の聴取)

第6条 条例第36条の10に基づき、部会は、特に審議のため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、観光文化スポーツ部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。